

放課後児童対策のあり方 ——放課後児童健全育成事業の法制化をめぐる——

西 郷 泰 之

はじめに

本稿は平成9年4月に法制化され、本年4月に施行された放課後児童健全育成事業の歴史・現状・制度等を概観するとともに今後の本事業の課題を明らかにすることを目的としてまとめた。

I 放課後児童健全育成事業（いわゆる「学童保育」）とは

1 放課後児童健全育成事業の歴史

親が働く学齢期の子どもたちの家庭と学校以外の生活のケアをするための施設としてこの種の事業（いわゆる「学童保育」をさすが本稿では放課後児童健全育成事業という¹⁾）は始まった。我が国では、20世紀の初めごろからこの種の事業は存在したようだ。1904年に神戸で出征軍人や戦死者の子どもたちの保育事業が始まっていた。保育園の草分けである二葉保育園（1900年開設）でも1928年に学齢期の子ども達の専用の部屋を作っている²⁾。当時は毎日開設していないものも多く、セツルメント活動の児童部的な色彩もあわせ持っていた。次第に施設や職員の体制が整備され常設のクラブになっていく。放課後ばかりでなく施設によっては登校前の子どもたちのケアもしていた。名称としては「子どもクラブ」「少年クラブ」「少女クラブ」「学童館」「児童クラブ」「学童預かり所」「学童保護所」「国民学校補導所」等の名称であった。学童保育という名称は昭和10年代の後半から徐々に使われ出したようである。

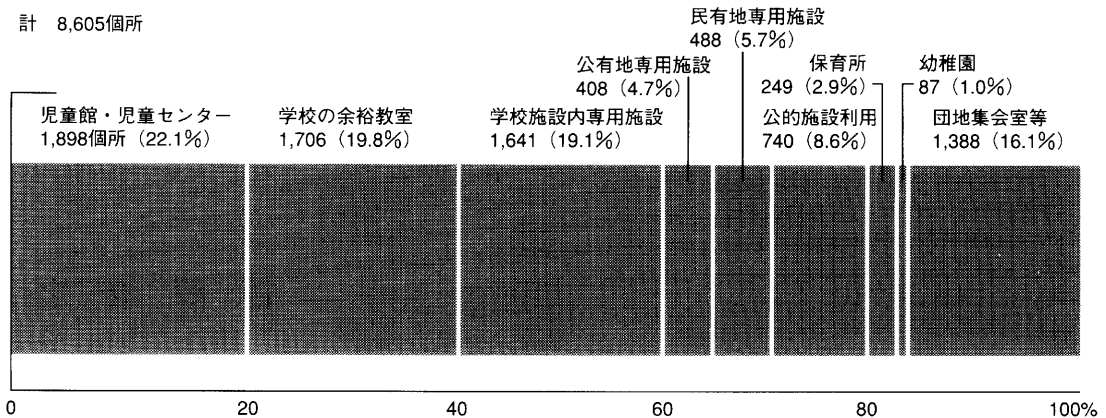
戦後は、児童福祉法第40条に児童館が規定される。当時の厚生省の児童福祉法制定事務担当者の松崎芳伸は児童館の中心の事業として「保育所と同様、働く婦人の解放という面においても必要である」と健全な遊び場の提供により事故や非行から子どもを守ることの2点を挙げている³⁾。このように政府としては児童館で放課後児童健全育

表1 「学童保育」（放課後児童健全育成事業等）の個所数の推移

年	学童保育 の 数	学童保育がある自治体数				
		市	町	村	特別区	合 計
1967	515					
1969	697					
1970	1029					
1976	1932					
1978	約3000					
1980	3938					
1981	4288					
1982	4739					
1983	4910					
1984	5193	427	193	17	23	660
1985	5449	437	207	17	23	684
1986	5749	446	213	16	23	698
1987	5938	449	213	18	23	703
1988	6100	459	227	18	23	727
1989	6310	464	249	17	23	753
1990	6708	492	339	35	23	889
1991	7017	489	335	26	23	873
1993	7516	519	408	27	23	977
1994	7863	541	432	31	23	1027
1995	8143	565	484	32	23	1104
1996	8514	581	579	38	23	1221
1997	9048	597	661	56	23	1327

注) 全国学童保育連絡協議会調べ、1993年以降は5月1日現在。

計 8,605個所



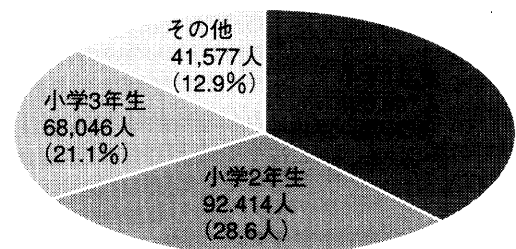
注) 厚生省児童家庭局調べ (平成8年5月1日現在)。

図1 実施場所別個所数

成事業の実施を図ろうとしたが、当時は児童館への補助金もなく、その後昭和38年以降は児童館は緊急度の高い幼児の小規模保育所や子どもの文化センターとしての役割をはたしてきたこともあり児童館での放課後児童健全育成事業の取り組みは遅れがちであった⁴⁾。東京都北区で労働者クラブ保育園と神谷保育園の卒園児の保護者が自主運営により開設するなど、保護者たちが住民運動として開設の取り組み(いわゆる「つくり運動」)を始め全国的に普及するに至っている。東京都は学童保育事業運営要綱を昭和39年に定めその処遇内容を余暇指導、生活指導、学習指導としている。この年に大阪、川崎、町田、北九州などでも自治体独自の制度化がすすめられた⁵⁾。

2 放課後児童健全育成事業の現状

1995年5月に行われた厚生省の調査によると、現在8605個所設置され約32万人が利用している。設置自治体数は1088で国内の自治体総数の約3割である。全国学童保育連絡協議会の1997年5月の調査では1327の自治体で9048個所設置されていることがわかる⁶⁾。厚生省の1996年5月の調査(図1参照)によると開設場所は小学校や児童館を始めとした公共施設の場合が多く、施設の広さは平均86.4m²、利用児童数は30.8人である。利用年齢は小学校の1年生から3年生までの



注) 厚生省児童家庭局調べ (平成8年5月1日現在)。

図2 学年別在籍児童数

利用しているところが多い(図2参照)。開設日は保護者の労働日が多いが夏休みや春休み、冬休みなど学校の長期休業中は閉鎖になるところが15%ある。職員は8割の施設で複数配置され、そのほとんどが非常勤である。公営のものが約半数を占め、約1割強が自主運営となっている。設置場所別では38.9%が学校(敷地内・余裕教室等)で、児童館は22.1%と2番めに多い。

3 現在(法制化以前)の施策内容

現在、子どものための国の計画である「エンゼルプラン」に基づく「緊急保育対策等5カ年事業」に本事業の計画的推進が掲げられ、平成7年度を初年度にした計画では当初4520個所への補助だったものを平成11年度末には9000個所まで補助個所数を伸ばすこととしている。放課後児童

健全育成事業の平成9年度現在の国の補助要綱上の名称は放課後児童クラブで、事業内容は下記の通りである。本事業の法制化後も補助単価等一部の項目を除いておおむね同様の内容で事業実施される予定である⁷⁾。

活動内容部分を見ると、遊びを通じた教育的配慮がされた内容になっている。反面、養護的または福祉的側面、例えばいじめや虐待、ひきこもり、学校でのトラブル等に対する心のケアや身体の休養、家族関係の調整などの側面については弱い内容になっているのが特徴である。

表2 放課後児童クラブの設置・運営について

1	実施主体：市町村(委託を含む)
2	対象児童：主として小学校1～3年生
3	開設日等：年間200日以上、1日平均3時間以上
4	活動内容：① 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定 ② 遊びの活動への意欲と態度の形成 ③ 遊びを通しての自主性・社会性・創造性の向上 ④ 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡 ⑤ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援 ⑥ その他児童の健全育成上必要な活動
5	費用負担：国1/3 県1/3 市町村1/3
6	国庫補助：1クラブ当たり年額1,118,000円

注) 放課後児童対策事業実施要綱等により作成⁸⁾

4 放課後児童健全育成事業の問題点

本来家庭の代替としての事業だったが、処遇形態が定着化するなかで様々な問題も発生してきている。つまり第2の学校化してきている面もみられる。例えばおやつは第2の給食化し、決まった時間に全員で残さず食べなければならないところが少なくない。友達のところに遊びに行けない、友達が遊びにこれないところも多い⁹⁾。また、登録された子どもたちだけの城として大事にしようとするあまり、地域住民の利用を排除し地域から孤立しているところも見受けられる。午前中の有効利用の問題もある。障害児の利用ができないところも少なくない。また、制度上は障害児の利用ができることになっていても、学校から放課後児童健全育成事業の実施施設までの移動は保護者の

責任とすることで実質の利用が難しいところなども多い。社会資源オリエンテッドな考え方ではなく、子どもや家族など利用者の立場にたったニーズオリエンテッドな考え方に基づいた運営が望まれよう。

5 法制化に向けた動き

今回の法制化はこうした事業の関係者のかねてからの悲願でありその意義は大きい。法制化をめぐる様々な動きを概観してみよう。まず厚生省児童家庭局長に私的諮問機関が出した報告書「たくましい子ども・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会報告書」が1993年7月にまとめられ、放課後児童健全育成事業の全国的展開を強調した。また同年の3月、総合研究開発機構が「母親の就労と子ども」をまとめるなどの動きのなかで本事業は厚生省の児童福祉法改正の日程にのぼる予定だった。しかし保育制度改革の先送りにともない放課後児童健全育成事業の法制化もみおくれる形となった。1994年には中央児童福祉審議会児童健全育成対策部会の意見具申でも法制化に向けた意見の開示がされている。同時期にまとめられた「児童館活動の基本コンセプトと新たな活動の展開について」(全国児童館連合会1994.5.25.)も関連する資料として挙げられよう。

その後厚生省は1996年3月に中央児童福祉審議会に基本問題部会を設置し、保育制度の見直しと、児童自立支援施策の充実、そして母子家庭支援施策の見直しの三つの柱からなる報告をまとめ97年3月、第140回国会に法案を提出した。保育制度の見直しのなかの項目の一つとして放課後児童健全育成事業は議論された。その一連の動きのなかで関連団体である全国児童館連合会と全国学童保育連絡協議会の動きを確認しておこう。

全国児童館連合会は1996年3月に「児童館の発展を図るための施策スキーム(scheme)」をまとめ、放課後児童健全育成事業を事業ではなく小型施設と位置づけ、児童館とのネットワークにより地域の児童や家庭のための一次的な地域福祉施設として機能させようとする構想であった(図3

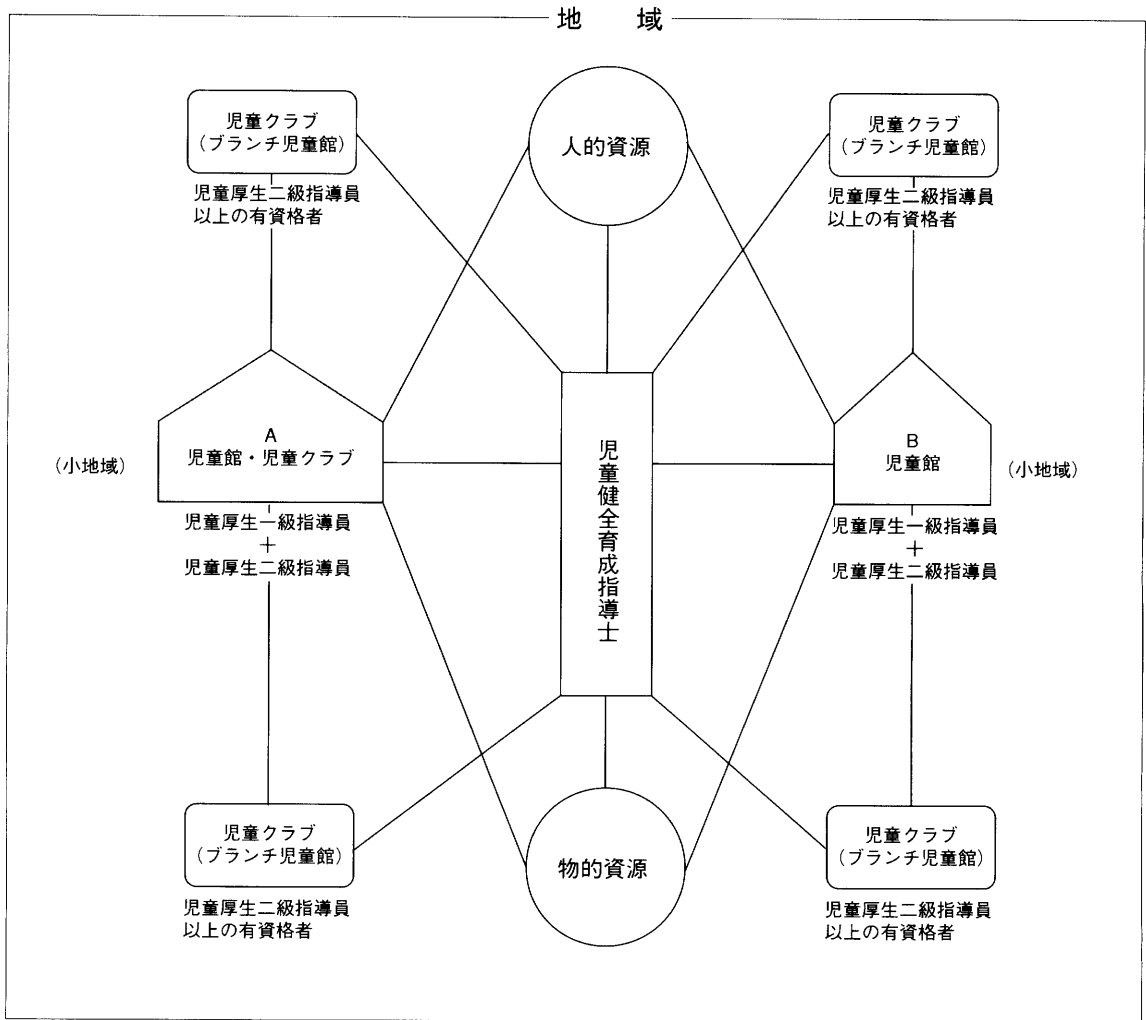


図3 これからの児童館・児童クラブの関係図

参照)¹⁰⁾。同様の構想は東京都の検討会報告でもされており「子ども家庭プラザ」構想としてまとめられている¹¹⁾。全国児童館連合会の動きは新しい地域の子ども家庭福祉システムの提案を中心とした動きといえよう。

全国学童保育連絡協議会はこれまでも制度化実現のため国会請願などの活動をし、1978年、1979年、1985年の3回国会採択されている。1996年7月には「学童保育の制度確立を——私たちの提言——」をまとめた(表3参照)¹²⁾。なかでも子どもたちの安定した毎日の生活の保障を求めている部分は同会が実践を分析するなかから

明らかにしてきたもので、この項目の重要性は特筆されよう。同時期に厚生大臣、労働大臣、文部大臣、自治大臣、大蔵大臣、地方6団体および指定都市事務局への法制化に向けた要望書も出している。翌年の1997年6月には厚生大臣、文部大臣、労働大臣、自治大臣、地方6団体、そして各政党に要望書を出し、より一層の制度の充実を強調している。全国学童保育連絡協議会の動きは現行の活動の制度化・充実を目指した動きといえる。

今回の児童福祉法改正の議論に当たって放課後児童健全育成事業の実態を適正に評価し、検討事項として前向きに取り上げ、全国児童館連合会や

表3 「私たちが望む国の制度の内容」より

-
- 1) 学童保育の役割が保障される法的な位置づけとそのための適切な条文が必要です
 - 2) 制度の内容には次のことを含めることが必要です
 - ① 子どもたちの生活の場に必要な内容を備えた学童保育専用の建物または部屋があること
 - ② 父母の労働日と労働時間が基本に保障される開設日・開設時間とすること
 - ③ 子どもたちに安定した毎日の生活を保障すること
 - ④ 指導員は専任・常勤で一つの学童保育に常時複数の配置がされること
 - ⑤ 父母の協力のもとに子どもと地域の実態に即した創意ある生活を作ることを保障すること
 - ⑥ 子どもたちの生活内容を充実させるために、指導員の研修内容を充実させ労働条件を改善し社会的地位の向上を図ること
 - 3) 以上の内容をともなった学童保育が、必要とする全ての地域(子どもの生活圏, 小学校単位)につくられ、財政的な保障も含めて将来にわたって安定して維持することができるよう国及び地方自治体の制度の確立が必要です
-

全国学童保育連絡協議会など関係団体と誠実に協議し施策の変更に取り組んだ厚生省児童家庭局の姿勢はとりわけ高く評価されよう。

II 法制化のポイント

1 制度の内容

まず第140国会で議決された改正児童福祉法等の条文を紹介しよう。児童福祉法等の放課後児童健全育成事業関連部分は児童福祉法第6条の2第6項、同法第21条、同法第34条の7、同法第56条の6第2項、社会福祉事業法第2条第3項の2、児童福祉法施行令第1条下記の通りとなっている。

a) 児童福祉法

第6条の2第6項

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

第21条の11

市町村は、児童の健全な育成に資するため、第6条の2第6項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、当該児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

第34条の7

市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

第56条の6第2項

児童居宅生活支援事業又は放課後児童健全育成事業を行う者及び児童福祉施設の設置者は、その事業を行い、又はその施設を運営するに当たっては、相互に連携を図りつつ、児童及びその家庭からの相談に応ずることその他の地域の実情に応じた積極的な支援を行うよう努めなければならない。

b) 社会福祉事業法

社会福祉事業法第2条第3項の2

児童福祉法にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業、同法にいう助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

c) 児童福祉法施行令

児童福祉法施行令第1条

児童福祉法第6条の2第6項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を整える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。

2 法制化の要点

では、ここで上記の法制化のポイントを①名称 ②機能 ③関連施設 ④市町村の役割 ⑤設置主体 ⑥相談事業の6点に分けて以下に説明することとしよう。

① 名称

今回の法制化に当たって本事業の名称についても議論となった。保護者や関係者の中からは学童保育事業という名称を使用する方向での厚生省への強い働きかけがあったようだ。これまで学童保育という名称で馴れ親しんできたことや、一般的に学齢期の子どもたちの保育事業といった方がわかりやすいという意味で学童保育という名称を希望する意味は理解できるが、この名称は二つの点から問題を孕んでいる。

まず一つは処遇形態の点からである。保育という処遇形態は学齢前の子どもたちを対象にした処遇形態をさす。自ずと運動能力や生活圏、対人関係能力など発達段階が格段にちがう学齢期の子どもたちの処遇形態とは違わなければならない。しかし、これまで学童保育という名称であることで保育所的処遇形態の間違った導入により利用児童の生活や活動が様々な点で制約を受けていたことも事実である。

次に学童保育の名称をつけると保育形態の事業に限定されてしまう恐れがあるという点である。いわゆる保育形態による事業以外の地域の子どもや家庭のための事業にも発展させられる可能性、幅の広さの確保のためにも保育に限定されない名称が必要だったと考える。こうした観点から今回の条文で使われている名称＝放課後児童健全育成事業は適切だと思われる。

② 機能

法第6条の2第6項に「適切な遊び及び生活の場を与えて」との記述がある。放課後児童健全育成事業の機能に関する規定である。これまで本事業は放課後児童クラブという名称で実施されてきた。要綱上その機能は①児童の健康管理、安全確保、情緒の安定、②遊びの活動への意欲と態度の形成、③遊びを通しての自主性・社会性・創造性の向上、④児童の遊びの活動状況の把握と家庭へ

の連絡、⑤家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援等とされており「遊び」がキーワードとなっていた。

今回の法制化では「遊び」に加えて「生活の場を与えること」が新たに基本機能として位置づけられた。これまでも児童館や放課後児童健全育成事業は教育の場か養護(福祉)の場かという議論があった。ややもすると教育の場としての意味合いが強く主張された時期もあった。しかし、児童館や放課後児童健全育成事業、とりわけ後者はまさに養護性が強い事業である。放課後の生活の拠点としてまず第一に安心してくつろげ、心と身体の安定をはかり、親子で信頼して相談もできる場であることが必要なのである。午前中は学校で教育され、午後も放課後児童健全育成事業で教育されるような運営形態の施設では子どもたちは自由に遊べず、ストレスを感じざるをえない状態になってしまう。その意味で「生活の場を与えること」が入ったことは子どもたちの生活の安定のためには大きな意義がある。

③ 関連施設

放課後児童健全育成事業は「児童厚生施設等の施設を利用して」行うと法第6条の2第6項に規定された。現在は前述したように学校に設置されているところが多い。しかし、今回の条文はそれにもかかわらずなぜ児童厚生施設なのだろうか。二つの理由が上げられる。一つは児童厚生施設とりわけ児童館は昭和22年に児童福祉法が制定されたときから、放課後児童健全育成事業の実施拠点として予定されていた。それ以降も国としては児童館でこうした事業の展開は図られるとしてきた。しかし、実際は地方自治体では児童館等の大型の施設を作るより学校等の施設を利用した形態の小規模施設が経費の面からも好まれ、小型施設の形態で発展することになった。今回はこうした厚生省の側のこれまでの指導の経緯も踏まえ「児童厚生施設等」となったわけである。

二つめは実態とは若干遊離しても、あえて児童厚生施設に設置すると規定することで、放課後児童健全育成事業の発展が図られるとともに地域の児童福祉施設としての児童館の設置促進が図られ

る土壌を作ろうという意図がみてとれる。意欲的な仕掛けである。筆者はこうした厚生省の意図を高く評価したい。つまり、今後の小地域の児童家庭福祉施設の量的発展の方法の一つが放課後児童健全育成事業の拡張であると考えからである。東京都児童健全育成事業検討委員会報告「地域における子ども家庭支援に向けた児童館・学童クラブの新たな展開」(1997年3月)などをみても同様の期待が述べられている。本事業が今後発展することで地域の子どもや家庭の福祉向上につながることに関する期待は大きい。

④ 市町村の役割

地方自治体の責任についても法第21条の11に規定が作られている。地域の子どもや家庭の実情に応じた「放課後児童健全育成事業の利用の促進」が定められている。従来のような行政責任の示しかた、例えば措置などの考え方と異なり「利用の促進」という考え方をとっている。行政の新しい役割の形態を創出した規定といえよう。この規定により未設置地域の解消が促進されることを期待したい。

⑤ 設置主体

中央児童福祉審議会基本問題部会での議論などをもとに、広範な設置主体を認めることにしている。実態をみても多様な設置主体があり、実態にあわせた規定という見方もできる。規制緩和の必要性も理解できるが、設置主体の多様化を許すことはサービスの供給形態や内容の多様化をも意味し、子どもの処遇に大きな影響が出る可能性が大きい。設置主体の多様化はやむをえないとしても、サービスの供給形態やサービスの質の確保は今後慎重に考えられなければならないだろう。

⑥ 相談事業

第56条の6第2項に「児童及びその家庭からの相談に応ずることその他の地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならない」という規定がある。この規定は児童居宅生活支援事業との連携に関連して書かれたものだが、「相談」が放課後児童健全育成事業の一つであることを示す規定である。こうした相談から新しいニーズの把握がなされ、新しいサービスの開発・

供給がなされる。本事業が充実・発展するための基本的な規定といえよう。言葉を変えればケースワークやケースマネジメントの手法の活用も放課後児童健全育成事業担当職員に求められているともいえよう。

III 今後の課題

1 事業運営上の環境整備について

今回の法制化では規制緩和の流れもあり、規定の柔軟化が図られている。市町村の権限で比較的自由に運営できる方向であることは基本的には賛成だが、反面サービスの量や質の低下も予想される。子どもや家庭に対してのサービス向上のためには法制化されたことで楽観していられる状況にはない。これまで以上に市町村段階でのサービスのあり方や質の向上のための方策の検討が求められよう。全国学童保育連絡協議会事務局次長の真田祐氏は放課後児童健全育成事業のかかえる問題点、とりわけ事業運営上の環境整備上の問題として、以下の5点を指摘している¹³⁾。

- 放課後の生活の場としては不十分な施設・設備・環境
- 指導員が不安定な雇用や劣悪な労働条件のもとにおかれている
- 保育料や財政活動などの父母の負担が大きく、必要としていても入れない家庭がある
- 開設時間、開設日が働く親の実態にみあっていない
- 必要とされる児童が入所できない

これらの点は今後の現場実践の結果にも大きく左右されるともいえよう。どこまで利用者のニーズを把握し必要なサービスを供給できるか、そしていかに本事業の必要性を広く地域住民に理解してもらえるかどうかにかかっている。

2 「『保育』の場」から「生活の場」への展開

多くの問題を抱えた出発＝法制化であることは明らかである。上記のような運営上の課題のほか処遇上の課題も山積している。こうした課題解決につなげるためには、保育の場から生活の場への

サービス内容の改善や向上などの実績作りや地域組織活動等による地域住民の理解を得ることが最も現実的かつ確実な方法となろう。また、近年は学校施設開放事業の一環として横浜では「はまっ子ふれあいスクール」が、大阪の「いきいき事業」、そして世田谷の「ポップス」などが始まり、これらと養護性(福祉性)の高い放課後児童健全育成事業との具体的な差別化という課題も新たに加わってきている¹⁴⁾。国による基準の設定はできないしするべきではないとするなら、こうした課題に即応するため放課後児童健全育成事業にかかわるガイドラインの策定等により今後の本事業の発展並びに内容改善の方向性を示すことなどの工夫が必要となってくる。

3 ガイドラインの策定にむけて

ガイドラインの具体的な内容としては5点を掲げることとしたい。まず第1点は事業の形態についてである。延長や非定型、一時的形態等のサービスの導入など自由で多様な利用形態の促進と生活の場としての事業運営が挙げられる。第2は利用者についてである。障害児の利用への配慮や必要に応じた年齢の延長なども肝要となろう。第3は職員についてで、一定の研修等を修了している者とし、カリキュラムも相当な内容が設定されることが望ましい。また、第4に地域の児童福祉分野の関連施設である児童館との協力・連携なども具体的に考えられるべきであろう。例えば児童館の団体利用・器材の貸し出し・研修や事業の共催・人事交流・地域連携の協働化等が想定できる。その他として、第5に本事業を地域に開くため、または午前中や夜間の有効利用など地域連携の促進についても取り組まなければならない。児童の保護者・小学校・公民館・児童委員(主任児童委員を含む)・当事者組織(障害児の親の会・子育てサークル・父母会ほか)・ボランティアなど民間援助者等との連携は特に急がれる。利用者や住民のための情報提供や参加の機会として運営協議会の設置も重要となろう。

1997年に行われた児童館の全国調査によると49.1%の児童館で本事業に取り組んでいる¹⁵⁾。近

隣の児童館と同一組織(同じ係に所属するなど)になっている放課後児童健全育成事業の事業体も多いなど現在でも児童館との関わりは大きい。今後は地域の子どもや家庭の地域福祉活動の拠点として児童館が、そしてその小型施設または場として放課後児童健全育成事業が位置づけられ、協働して地域のすべての子どもや家庭のために事業展開できるよう期待したい。

注

- 1) 放課後児童健全育成事業は「学童保育」を初めとして「学童保育クラブ」「学童クラブ」「児童クラブ」など様々な名称でよばれている。本稿では専門用語としてその的確性に議論のある「学童保育」は使用せず法律上の名称=放課後児童健全育成事業を使用することとした。
- 2) 小木美代子ほか(1996), pp. 256-281。
- 3) 松崎芳伸(1948), pp. 135-137。
- 4) 児童館への国庫補助は昭和38年から開始され、その数を飛躍的に伸ばした。しかし相当数が農村部に設置された季節保育所や小規模保育所としての役割を持つ児童館であった。児童館というよりまさに保育所である。
- 5) 片山秀満(1965), pp. 62-83。
- 6) 全国学童保育連絡協議会(1997), p. 112。
- 7) 補助単価の増額(@2237千円から@3014千円)と大規模加算(36人以上)の創設、職員研修経費の新設等が平成10年度予算で確保された。
- 8) エンゼルプラン関連施策研究会(1998), pp. 952-953。
- 9) 保護者と子どもの外出について契約し、外出した場合は保護者にも報告するなど規定の整備をして実施しているところも出てきている。
- 10) 児童館企画調査委員会(1996), p. 8。
- 11) 東京都児童健全育成事業検討委員会(1996), pp. 13-17。
- 12) 全国学童保育連絡協議会(1997), pp. 142-147。
- 13) 真田祐(1997), pp. 7-15。
- 14) 小木美代子ほか(1995), pp. 188-210。
- 15) 児童館全国調査ワーキング委員会(1997), p. 34。

参考文献

- 厚生省児童家庭局たくましい子ども・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会(1993)『たくましい子ども・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会報告書』。
- 総合研究開発機構(1993)『母親の就労と子ども』。

- 中央児童福祉審議会児童健全育成対策部会 (1994) 『児童の健全育成に関する意見』。
- 全国学童保育連絡協議会 (1994) 『学童保育の実施状況調査の集計結果』。
- 全国児童館連合会 (1994) 『児童館活動の基本コンセプトと新たな活動の展開について』。
- 総合研究開発機構 (1994) 『働く女性への支援に関する国際比較』。
- 小木美代子ほか (1996) 『児童館・学童保育と子ども最優先』, 萌文社。
- 松崎芳伸 (1948) 『児童福祉法』日本社会事業協会。
- 片山秀満 (1965) 『学童保育——そのあり方と問題点』, 八幡児童ホーム。
- 全国学童保育連絡協議会 (1997) 『第 32 回全国学童保育研究集会討議資料』。
- エンゼルプラン関連施策研究会 (1998) 『エンゼルプラン関連施策ガイドブック』, 中央法規出版。
- 児童館企画調査委員会 (1996) 『児童館事業の発展を図るための施策スキーム (scheme) 報告書』, 全国児童館連合会。
- 東京都児童健全育成事業検討委員会 (1996) 『地域における子ども家庭支援に向けた児童館・学童クラブの新たな展開』, 東京都福祉局子ども家庭部子育て推進課。
- 真田 祐 (1997) 「学童保育の法制化と今後の課題」『月刊地域福祉情報 10月号』, ジャパン通信情報センター。
- 小木美代子ほか (1995) 『児童館・学童保育と居場所づくり』, 萌文社。
- 児童館全国調査ワーキング委員会 (1997) 『児童館実態調査報告書 (平成 8 年)』, 全国児童館連合会。
- Peter Moss and Thomas Coram Research Unite (1996) *A Review of Services for Young Children in the European Union 1990-1995*, European Commission Network on Childcare and Other Measures to Reconcile Employment and Family Responsibilities.
- Sandy Ruxton (1996) *Children in Europe*, NCH Action For Children.
- Thomas Coram Research Unite (1996) *School-age Childcare in the European Union*, European Commission Network on Childcare and Other Measures to Reconcile Employment and Family Responsibilities of Men and Women.
- Thomas Coram Research Unite (1996) *Men as Workers in Childcare Services*, European Commission Network on Childcare and Other Measures to Reconcile Employment and Family Responsibilities of Men and Women.
(さいごう・やすゆき 宝仙学園短期大学教授)